

(工学部内規程第 25 号)

鳥取大学工学部国際規制物資に関する計量管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法律」という。）第 61 条の 8 第 1 項の規定に基づき、鳥取大学工学部（以下「工学部」という。）における法律第 61 条の 3 第 1 項に定める国際規制物資の使用の承認を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する重要事項を定め、もつて核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理責任者)

第 2 条 工学部における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置き、資産管理責任者をもつて充てる。

2 工学部における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第 3 条 工学部における核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)は、工学部全体をもつて設定し、計量管理は、このMBAを基礎として行う。

2 工学部のMBAの符号は、KSDHとする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第 4 条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

(消費、損失等に関する手続)

第 5 条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月 1 回記録するものとする。

(事故損失に関する手続)

第 6 条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失が生じたとき、又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録するものとする。

(記録)

第 7 条 計量管理責任者は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の記録を作成し、作成後 10 年間工学部に保存するものとする。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 在庫変動の日付
- 二 在庫変動の原因又は理由
- 三 受入れ又は払出し事業所名及びMBA名

四 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）

五 核燃料物質の種類

六 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間工学部に保存するものとする。  
（報告）

第9条 計量管理責任者は、法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第7条第19項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が、当該期間の経過後1月以内に文部科学大臣に提出されていることを確認するものとする。

附 則

この規程は、昭和61年4月4日から施行する。

附 則

この規程は、本規程の承認の日（平成元年5月29日）から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行する。